発行登録目論見書

2026 年 10 月

楽天グループ株式会社

１．この発行登録目論見書が対象とする社債 600,000 百万円の発行登録については、当社は金融商品取引法第 23 条の３第１項により発行登録書を 2026 年９月 18 日に関東財務局長に提出し、2026 年９月 30 日にその効力が生じています。

２．この発行登録目論見書に記載された内容については、訂正が行われることがあります。また参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。

３．この発行登録目論見書に基づき社債の募集を行う場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。

【表紙】

【発行登録番号】	８－関東３
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年９月18日
【会社名】	楽天グループ株式会社
【英訳名】	Rakuten Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長　三木谷 浩史
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番１号
【電話番号】	050-5581-6910（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員　加賀　栄一
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番１号
【電話番号】	050-5581-6910（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員　加賀　栄一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2026年９月30日）から２年を経過する日（2028年９月29日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額　600,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があり、「劣後特約が付されている場合」の個別社債には、「期限付劣後債」と「永久劣後債」があります。

以下に記載するもの以外については、個別社債を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

１ 【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

銘柄	楽天グループ株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	―
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定
各社債の金額(円)	１億円
発行価額の総額(円)	未定
発行価格(円)	未定
利率(%)	未定
利払日	未定
利息支払の方法	１ 利息支払の方法及び期限 未定 ２ 利息の支払場所 別記（（注）「９ 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	１ 償還金額 未定 ２ 償還の方法及び期限 未定 ３ 償還元金の支払場所 別記（（注）「９ 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町７番１号
担保	個別社債には担保及び保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	１ 担保提供制限 (1) 当社は、個別社債の未償還残高が存する限り、個別社債発行後、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約さ

	れている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、個別社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 (2) 当社が、前号により個別社債に担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。
	2　担保提供制限の例外 当社が、合併または会社法第２条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社または吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、前項は適用されない。
財務上の特約(その他の条項)	個別社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）１　社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第２号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第２項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

２　社債管理者の不設置

個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、または個別社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

３　期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときには、直ちに個別社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本（注）４に定める方法により社債権者にその旨を公告する。

①　当社が別記「利息支払の方法」欄第１項または別記「償還の方法」欄第２項の規定に違背したとき。

②　当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第１項の規定に違背したとき。

③　当社が個別社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

④　当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が５億円を超えない場合は、この限りではない。

⑤　当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

⑥　当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

４　社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関して社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各１種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

５　社債要項の変更

(1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）８を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

６　社債権者集会に関する事項

(1) 個別社債及び個別社債と同一の種類（会社法に定めるところによる。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）４に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第３項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

7　社債要項の公示

当社は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8　財務代理人、発行代理人及び支払代理人

未定

9　元利金の支払

個別社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

２ 【新規発行社債（期限付劣後債）】

銘柄	楽天グループ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定
各社債の金額（円）	１億円
発行価額の総額（円）	未定
発行価格（円）	未定
利率（％）	未定
利払日	未定
利息支払の方法	１　利息支払の方法及び期限 未定 ２　利息の支払場所 別記「（注）12　元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	１　償還金額 未定 ２　償還の方法及び期限 (1) 満期償還 未定 (2) 期限前償還 本項第(1)号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に個別社債を償還することができる。 イ　当社の選択による期限前償還 当社は、初回任意償還日及び初回任意償還日の翌日以降の各利払日（以下初回任意償還日と併せて「任意償還日」という。）において、任意償還日に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に社債権者及び財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。

	ロ　税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に社債権者及び財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、(ⅰ)税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、(ⅱ)税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、税制事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に期限前償還することができる。
	「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当社に課される法人税の計算において個別社債の利息が法人税法第22条第３項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。 ハ　資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「期限前償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に社債権者及び財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、(ⅰ)資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、(ⅱ)資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、資本性変更事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（個別社債について資本性評価を行った信用格付業者又はその格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）のうち１社以上より、各信用格付業者における個別社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、個別社債について、当該信用格付業者が認める個別社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。 (3) 個別社債の満期償還日又は期限前償還日（以下併せて「償還日」という。）が銀行休業日にあたるときは、償還日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 個別社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 (5) 個別社債の償還については、本項のほか、別記「（注）４　劣後特約」に定める劣後特約に従う。 ３　償還元金の支払場所 別記「（注）12　元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定

払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町７番１号
担保	個別社債には担保及び保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	個別社債には財務上の特約は付されていない。

（注）１　社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第２号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第２項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

２　社債管理者の不設置

個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、又は個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

３　期限の利益喪失に関する特約

社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、個別社債に関する債務については、個別社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

４　劣後特約

当社は、劣後事由（下記に定義する。）の発生後すみやかに、社債権者及び財務代理人に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各社債権者は、各個別社債につき、次の(ⅰ)及び(ⅱ)を合計した金額の、個別社債に基づく劣後請求権（下記に定義する。）を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

（ⅰ）劣後事由の発生日において当該社債権者が保有する未償還の個別社債の金額

（ⅱ）同日における当該個別社債に関する任意未払残高及び同日までの当該個別社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件（下記に定義する。）が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において最優先株式（下記に定義する。）が存在する場合には、各個別社債の同順位劣後債務残余財産分配額（下記に定義する。）の範囲でのみ、支払（配当を含む。）の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

（ⅰ）当社に対して、清算手続（会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。）が開始された場合

（ⅱ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

（ⅲ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

（ⅳ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

（ⅴ）当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において各社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権若しくは再生債権又はこれらに準ずる債権であって、個別社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

（ⅰ）当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

（ⅱ）当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合

（ⅲ）当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

（ⅳ）当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

（ⅴ）当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「最優先株式」とは、当社の今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するもの（複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位のもの。）をいう。ただし本（注）４においては残余財産の分配を受ける権利に関して最上位のものをいう。

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において最優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務（下記に定義する。）（個別社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ最優先株式であったならば、当社の残余財産から各社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（個別社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、個別社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。

５　上位債権者に対する不利益変更の禁止

個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

６　相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、社債権者は、当社に対して負う債務と個別社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

７　社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関して社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各１種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

８　社債要項の変更

(1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）11を除く。）の変更（本（注）５の規定に反しない限度とする。）は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

９　社債権者集会に関する事項

(1) 個別社債及び個別社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）７に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第３項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10　社債要項の公示

当社は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

11　財務代理人、発行代理人及び支払代理人

未定

12　元利金の支払

個別社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

３　【新規発行社債（永久劣後債）】

銘柄	楽天グループ株式会社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定
各社債の金額（円）	１億円
発行価額の総額（円）	未定
発行価格（円）	未定
利率（%）	未定
利払日	未定
利息支払の方法	１　利息支払の方法及び期限 未定 ２　利息の支払場所 別記「（注）12　元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	個別社債の償還期限は定めない。ただし、当社は別記「償還の方法」欄第２項第(1)号の規定に基づき、残存する個別社債を償還することができる。
償還の方法	１　償還金額 未定（ただし、本欄第２項の規定に従う。） ２　償還の方法及び期限 (1) 個別社債の償還期限は定めない。ただし、当社は以下の場合において、残存する個別社債を償還することができる。 イ　当社の選択による償還 当社は、初回任意償還日及び初回任意償還日の翌日以降の各利払日（以下初回任意償還日と併せて「任意償還日」という。）において、任意償還日に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に社債権者及び財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、任意未払残高の支払とともに償還することができる。 ロ　税制事由による償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に社債権者

	及び財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、(ⅰ)税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、(ⅱ)税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、税制事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当社に課される法人税の計算において個別社債の利息が法人税法第22条第３項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。
	ハ　資本性変更事由による償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に社債権者及び財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、(ⅰ)資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、(ⅱ)資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、資本性変更事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（個別社債について資本性評価を行った信用格付業者又はその格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）のうち１社以上より、各信用格付業者における個別社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、個別社債について、当該信用格付業者が認める個別社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。 (2) 個別社債の償還日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 個別社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則（以下「業務規程等」という。）に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 (4) 個別社債の償還又は買入れについては、本項のほか、別記「（注）４　劣後特約」に定める劣後特約に従う。 ３　償還元金の支払場所 別記「（注）12　元利金の支払」記載のとおり。

募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町７番１号

担保	個別社債には担保及び保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	個別社債には財務上の特約は付されていない。

（注）１　社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第２号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第２項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

２　社債管理者の不設置

個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、又は個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

３　期限の利益喪失に関する特約

社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、個別社債に関する債務については、個別社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

４　劣後特約

当社は、劣後事由（下記に定義する。）の発生後すみやかに、社債権者及び財務代理人に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続若しくは破産手続又は日本法によらない清算手続、破産手続、清算手続若しくは破産手続に相当する手続において、各社債権者は、各個別社債につき、次の(ⅰ)及び(ⅱ)を合計した金額の、個別社債に基づく劣後請求権（下記に定義する。）を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

（ⅰ）劣後事由の発生日において当該社債権者が保有する未償還の個別社債の金額

（ⅱ）同日における当該個別社債に関する任意未払残高及び同日までの当該個別社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件（下記に定義する。）が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において最優先株式（下記に定義する。）が存在する場合には、各個別社債の同順位劣後債務残余財産分配額（下記に定義する。）の範囲でのみ、支払（配当を含む。）の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

（ⅰ）当社に対して、清算手続（会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。）が開始された場合

（ⅱ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

（ⅲ）当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、清算手続若しくは破産手続に相当する手続が開始された場合

「最優先株式」とは、当社の今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するもの（複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位のもの。）をいう。ただし本（注）４においては残余財産の分配を受ける権利に関して最上位のものをいう。

「劣後請求権」とは、当社の清算手続若しくは破産手続又は日本法によらない清算手続、破産手続、清算手続若しくは破産手続に相当する手続において各社債権者が有する清算に係る債権若しくは破産債権又は清算に係る債権若しくは破産債権に相当する債権であって、個別社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。なお、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における個別社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

（ⅰ）当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

（ⅱ）当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合

（ⅲ）当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、清算手続若しくは破産手続に相当する手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において最優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務（下記に定義する。）（個別社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ最優先株式であったならば、当社の残余財産から各社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（個別社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件と実質的に類似する当社の清算手続若しくは破産手続又は日本法によらない清算手続、破産手続、清算手続若しくは破産手続に相当する手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、個別社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。

5　上位債権者に対する不利益変更の禁止

個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

6　相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、又は日本法によらない清算手続、破産手続、清算手続若しくは破産手続に相当する手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、社債権者は、当社に対して負う債務と個別社債に基づく元利金の支払請求権（別記「償還の方法」欄第２項に基づく償還金の支払請求権を含む。以下同じ。）を相殺してはならない。

当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされ、かつ再生手続が継続している場合、又は日本法によらない更生手続、再生手続、更生手続若しくは再生手続に相当する手続が外国において行われている場合には、社債権者は、当社に対して負う債務と個別社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

7　社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関して社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各１種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

8　社債要項の変更

(1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）11を除く。）の変更（本（注）５の規定に反しない限度とする。）は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

9　社債権者集会に関する事項

(1) 個別社債及び個別社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）７に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第３項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10　社債要項の公示

当社は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

11　財務代理人、発行代理人及び支払代理人

未定

12　元利金の支払

個別社債に係る元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

運転資金、設備投資資金、投融資資金、借入金返済資金、コマーシャル・ペーパー償還資金及び社債償還資金に充当する予定であります。

【社債管理者を設置する場合】

以下に記載するもの以外については、本発行登録書を利用して発行される個別の各社債を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

運転資金、設備投資資金、投融資資金、借入金返済資金、コマーシャル・ペーパー償還資金及び社債償還資金に充当する予定であります。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期（自 2025年１月１日 至 2025年12月31日） 2026年３月26日関東財務局長に提出
事業年度 第30期（自 2026年１月１日 至 2026年12月31日） 2027年３月31日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第31期（自 2027年１月１日 至 2027年12月31日） 2028年３月31日までに関東財務局長に提出予定

２ 【半期報告書】

事業年度 第30期中（自 2026年１月１日 至 2026年６月30日） 2026年８月10日関東財務局長に提出
事業年度 第31期中（自 2027年１月１日 至 2027年６月30日） 2027年８月16日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第32期中（自 2028年１月１日 至 2028年６月30日） 2028年８月14日までに関東財務局長に提出予定

３ 【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年９月18日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2026年３月30日に関東財務局長に提出

第２ 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2026年９月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日（2026年９月18日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第３ 【参照書類を縦覧に供している場所】

楽天グループ株式会社 本店
（東京都世田谷区玉川一丁目14番１号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名　楽天グループ株式会社

代表者の役職氏名　代表取締役会長兼社長　三木谷　浩史

１．当社では１年間継続して有価証券報告書を提出しております。

２．当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。

３．当社の発行済株券は、３年平均上場時価総額が250億円以上であります。

1,795,694百万円

（参考）

（2024年7月31日の上場時価総額）

東京証券取引所における最終価格		発行済株式総数		
882.4円	×	2,149,552,200株	＝	1,896,764百万円

（2025年7月31日の上場時価総額）

東京証券取引所における最終価格		発行済株式総数		
772円	×	2,165,039,300株	＝	1,671,410百万円

（2026年7月31日の上場時価総額）

東京証券取引所における最終価格		発行済株式総数		
833.6円	×	2,181,992,100株	＝	1,818,908百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

１．事業内容の概要

2026年６月30日現在、当社グループ（当社及び関係会社）は、インターネットサービス、フィンテック及びモバイルという３つの事業を基軸としたグローバル イノベーション カンパニーであることから、「インターネットサービス」、「フィンテック」及び「モバイル」の３つを報告セグメントとしています。報告セグメントの決定にあたっては事業セグメントの集約を行っていません。

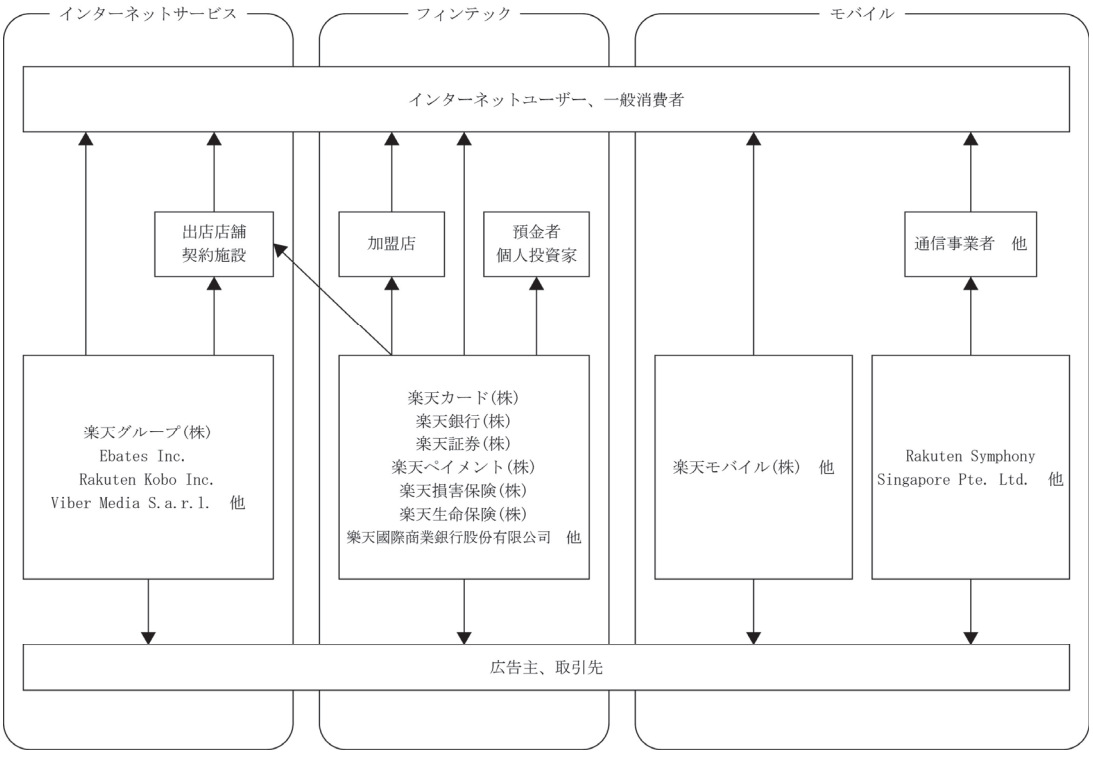
これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ＥＣサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営、メッセージングサービスの提供や、これらのサイトにおける広告等の販売、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「フィンテック」セグメントは、クレジットカード関連サービス、インターネットを介した銀行及び証券サービス、暗号資産（仮想通貨）の媒介、生命保険サービス、損害保険サービス、ペイメントサービスの提供等を行う事業により構成されています。

「モバイル」セグメントは、通信サービス及び通信技術の提供、電力供給サービスの運営並びにモバイルセグメントに関連する投資等を行う事業により構成されています。

以上に述べた内容を事業系統図によって示すと次のとおりです。



２．主要な経営指標等の推移

(1)　連結経営指標等

回次		第 25 期	第 26 期	第 27 期	第 28 期	第 29 期
決算年月		2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 12 月	2025 年 12 月
売上収益	（百万円）	1,681,757	1,920,894	2,071,315	2,279,233	2,496,575
税引前当期利益又は損失（△）	（百万円）	△212,630	△415,612	△217,741	16,277	△29,550
親会社の所有者に帰属する当期損失（△）	（百万円）	△133,828	△377,217	△339,473	△162,442	△177,886
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	（百万円）	△73,417	△309,683	△273,755	△85,734	△3,997
親会社の所有者に帰属する持分	（百万円）	1,093,719	791,351	836,572	927,868	992,402
総資産額	（百万円）	16,831,221	20,402,281	22,625,576	26,514,728	28,804,400
１株当たり親会社所有者帰属持分	（円）	691.47	497.56	390.53	430.67	457.33
基本的１株当たり当期損失（△）	（円）	△87.62	△237.73	△177.27	△75.61	△82.24
希薄化後１株当たり当期損失（△）	（円）	△87.62	△237.89	△177.29	△75.62	△82.26
親会社所有者帰属持分比率	（%）	6.5	3.9	3.7	3.5	3.4
親会社所有者帰属持分当期利益率	（%）	△15.7	△40.4	△41.7	△18.4	△18.5
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	582,707	△262,068	724,192	1,190,882	424,093
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△611,830	△948,289	△597,416	△921,724	△779,809
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	1,402,265	1,486,686	291,956	757,469	14,134
現金及び現金同等物の期末残高	（百万円）	4,410,301	4,694,360	5,127,674	6,170,888	5,837,566
従業員数	（名）	28,261	32,079	30,830	29,334	29,419

（注）１　国際会計基準（IFRS）により連結財務諸表を作成しています。

２　期中の平均株式数については日割りにより算出しています。

３　株価収益率については、当期損失が計上されているため記載していません。

４　従業員数には、使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

５　IFRS 第 17 号「保険契約」を第 27 期の期首から適用し、基準移行日である 2022 年１月１日時点に基準変更による累積的影響額を反映しています。これに伴い、第 26 期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっています。

(2)　提出会社の経営指標等

回次		第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月		2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(百万円)	783,268	749,420	860,578	897,686	967,393
経常利益又は経常損失（△）	(百万円)	22,662	113,477	133,151	△8,318	26,146
当期純利益又は当期純損失（△）	(百万円)	52,739	△87,211	226,040	249,935	△25,754
資本金	(百万円)	289,673	294,061	446,768	452,646	459,508
発行済株式総数	(株)	1,581,735,100	1,590,463,000	2,142,140,300	2,154,483,600	2,169,972,100
純資産額	(百万円)	803,192	782,261	1,327,428	1,586,933	1,576,939
総資産額	(百万円)	3,158,305	3,705,384	4,207,994	5,272,845	4,791,273
１株当たり純資産額	(円)	489.68	471.07	602.15	717.08	706.33
１株当たり配当額	(円)	4.50	4.50	－	－	－
(内１株当たり中間配当額)	(円)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	(円)	34.52	△54.96	118.03	116.33	△11.91
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	33.76	－	115.71	113.11	－
自己資本比率	(%)	24.5	20.2	30.7	29.3	32.0
自己資本利益率	(%)	8.4	△11.4	22.2	17.6	△1.7
株価収益率	(倍)	33.4	－	5.3	7.4	－
配当性向	(%)	13.0	－	－	－	－
従業員数	(名)	7,744	8,409	10,350	9,885	9,989
株主総利回り	(%)	116.5	60.9	64.1	87.3	101.9
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(112.7)	(110.0)	(141.1)	(169.9)	(213.2)
最高株価	(円)	1,545	1,220	749	1,069.5	1,068.5
最低株価	(円)	957	576	466	612.1	695

(注) 1　期中の平均株式数については日割りにより算出しています。

2　第26期及び第29期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載していません。

3　第26期及び第29期の株価収益率及び配当性向については、１株当たり当期純損失であるため記載していません。また、第27期及び第28期の配当性向については、無配であるため記載していません。

4　従業員数には、使用人兼務取締役、他社への出向者、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

5　最高株価及び最低株価は、2022年４月３日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年４月４日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものです。

6　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月５日
【会社名】	楽天グループ株式会社
【英訳名】	Rakuten Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長　三木谷 浩史
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番１号
【電話番号】	050-5581-6910（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員　加賀　栄一
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番１号
【電話番号】	050-5581-6910（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員　加賀　栄一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2026年９月18日
【発行登録書の効力発生日】	2026年９月30日
【発行登録書の有効期限】	2028年９月29日
【発行登録番号】	８－関東３
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	600,000百万円 （600,000百万円） （注）発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（　）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年10月５日（提出日）です。
【提出理由】	2026年９月18日に関東財務局長に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部　証券情報」「第１　募集要項」の記載について訂正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出するものです。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

【社債管理者を設置する場合】

１ 【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、3,600億円を社債総額とする楽天グループ株式会社第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を利率年3.800％～4.600％の範囲内で、下記の概要にて募集する予定であります。なお、財務上の特約として、担保提供制限及び担付切換条項を特約する予定であります。

各社債の金額　：金100万円

発行価格　：各社債の金額100円につき金100円

条件決定日　：2026年10月16日

申込期間　：2026年10月19日から2026年10月28日まで

払込期日　：2026年10月29日

利払日　：毎年４月29日及び10月29日

償還期限　：2032年４月28日（５年６ヶ月債）

（注）信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下ＪＣＲという。）からＡ－（シングルＡマイナス）の信用格付を2026年10月16日付で取得する予定である。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

ＪＣＲの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのＪＣＲの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、ＪＣＲの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。ＪＣＲの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、ＪＣＲの信用格付の付与にあたり利用した情報は、ＪＣＲが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してＪＣＲが公表する情報へのリンク先は、ＪＣＲのホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（https://www.jcr.co.jp/release/）に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ＪＣＲ：電話番号 03-3544-7013

２ 【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、3,600億円を社債総額とする楽天グループ株式会社第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を取得させる際の引受金融商品取引業者及び社債管理を委託する社債管理者は、次の者を予定しております。

社債の引受け

引受人の氏名又は名称	住　　所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目６番21号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号

社債管理の委託

社債管理者の名称	住　　所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号

３ 【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

未定

（訂正後）

楽天グループ株式会社第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の払込金額の総額3,600億円（発行諸費用の概算額は未定）